

月刊

日本行政

no.625
2024
december

12

Top
Message

内閣府と大規模災害時の
連携協定を締結



竹田城跡（兵庫県）

◆ Leadership

- ・ 行政書士制度の発展に向けて

◆ Special Report

- ・ 暴力団等反社会的勢力排除と行政書士

◆ Topics

- ・ 伊藤信太郎環境大臣を表敬訪問
- ・ 鈴木憲和農林水産副大臣を表敬訪問
- ・ 日行連と地方協議会との連絡会を開催

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会



内閣府と大規模災害時の 連携協定を締結

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

令和6年9月25日、本会は内閣府と「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結しました。

この協定は、近年頻発する大規模災害に備えて、平時から被災自治体を支援する会員を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に会員を派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があるとの共通認識の下、行政手続の専門家である行政書士が罹災証明書の交付など、大規模災害の発生時に被災自治体の要請に応じて、行政事務のサポート役として被災自治体へ赴き、支援活動に従事することを目的としています。

本会としては、今般の連携協定の締結を契機として、全国的な支援体制の構築を図るため、「大規模災害等の対策に関する規則」の一部改正を行って、「災害復興支援員」（現在募集中の「災害復興支援ボラン

ティア」を改組する予定）の管理や研修、派遣に関する業務を所管する部署を新設したいと考えています。その上で、「災害復興支援員」の養成のための研修プログラムの策定や南海トラフ地震などの具体的な大規模災害を想定した支援スキームの検討を行うことを予定しています。

各単位会におかれては、既に地元の自治体と災害支援協定を締結されるなど、大規模災害発生時における被災者の支援体制の構築を進めていただいています。今般の連携協定は、被災地の自治体を支援することを目的とするとともに、被災者の支援活動を主目的とした単位会と自治体との連携協定の運営を後押しし、行政書士が被災自治体の行政事務をサポートすることにより、被災者の迅速かつ円滑な支援に資し、相互に連携して早期の復旧・復興に寄与するものと考えています。

本年8月には、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるなど、災害に対する備えの重要性を改めて痛感させられました。災害は、いつどこで起きるか分かりません。有事の際は被災地の単位会のみならず、「災害復興支援員」の派遣を行う被災地以外の単位会の協力が不可欠です。本協定の実効性を担保するためには、全ての単位会に受け皿となる担当部署を設けていただきたいと思います。さらに、各単位会におかれても、大規模災害の発生に備えて、財源の確保のみならず、人的支援体制の充実を図っていただくことは急務であると考えています。次年度事業計画を立案するに当たっては、是非とも積極的に御検討いただきますようお願い申し上げます。

また、災害支援活動は単位会のみならず、会員の皆様の協力も必要です。自然災害が多く発生する日本では、誰もが被災者となる可能性があります。それは、会員も例外ではありません。日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要です。

本会としても、大規模災害の発生に備え、内閣府と連携して持続可能な支援体制の構築を図るため、必要な対策を講じてまいります。引き続き御理解御協力くださいますようお願い申し上げます。

連携協定締結に係る署名式での松村祥史内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）^{*}及び常任会長の挨拶を掲載いたします。

^{*}役職は令和6年9月25日当時のもの。

【松村大臣挨拶】

平成28年に熊本地震が発生した際、罹災証明手続の支援を熊本県行政書士会に要請したことが契機となり、また、その後の災害においても行政書士会並びに行政書士会員の皆様が全国の被災地に赴き、被災者支援に尽力いただいた実績を踏まえ、今般の災害時支援協定の締結に至りました。今後、災害対策をより強固なものとする上で、大変心強いパートナーを得たと思っています。

今回の協定締結を機に、更に被災者の皆様に安心・安全を届けられるよう、協力体制を深化させ、復旧・復興支援に当たっていただくことを大いに期待いたします。

【常任会長挨拶】

本日、内閣府と災害時支援協定を締結することができましたこと、松村大臣を始め、御協力いただいた関係の皆様に深く御礼を申し上げます。

行政書士は、地域に密着して国民と行政との架け橋となるべく、様々な行政手続に関与しています。特に、災害発生時においては、国民の皆様が生活に困窮したときに必要となるような国や地方自治体を実施する支援策を被災者の皆様に確実に届ける役割を担っています。

東日本大震災、熊本地震、また様々な豪雨等の災害時において、発災後すぐに罹災証明書の発行をサポートし、その後、自動車の廃車手続や公費解体申請等の支援を行い、そして、復興の段階においては各種補助金申請に係る支援等を行ってきた実績があります。

このような実績を踏まえ、今回、内閣府と協定を締結することができ、我が会として大変ありがたく感じている次第です。

災害時においては、地域に密着した国家資格者である我々行政書士に相談すれば、問題解決の道筋を示してもらえると国民の皆様を感じていただけるよう、この機会に更に災害支援活動に関する取組を推進してまいりたいと考えています。

本日の協定が実効性あるものとなるよう尽力することをお約束し、今後、内閣府と本会が連携して更なる被災者支援に取り組んでまいりますので、引き続き御指導御鞭撻のほど、心よりお願い申し上げます。

大規模災害時の被災自治体への支援に関する 内閣府と日本行政書士会連合会との協定

（目的）

第1条 この協定は、市町村長が実施する罹災証明書の交付など災害時に発生する事務の円滑な遂行を通じた迅速な被災者支援を実現するため、日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う都道府県行政書士会の会員（以下「会員」という。）の被災自治体への派遣について、内閣府及び連合会が連携協力を図るために必要な事項を定めるものである。

（災害発生時における要請等）

第2条 内閣府は、大規模災害が発生した場合に、連合会に対し、前条に規定する被災自治体への会員の派遣を要請することができるものとする。
2 連合会は、前条に規定する被災自治体への会員の派遣に必要な範囲で、内閣府に対し、被災自治体との連絡調整など必要な支援の実施を要請することができるものとする。
3 内閣府及び連合会は、第一項又は前項の規定に基づく要請を受けた場合は、それぞれの業務に支障のない範囲で、必要な協力を行うものとする。

（情報の共有）

第3条 内閣府及び連合会は、第1条の被災自治体への会員の派遣に当たり必要となる情報の共有に努めるものとする。

（雑則）

第4条 この協定の実施に関して、この協定に定めのない必要な事項については、その都度、内閣府及び連合会が協議して定めるものとする。

（協定書の保管及び改廃）

第5条 この協定は、協定書2通を作成し、内閣府及び連合会が各1通を保管するものとする。
2 この協定の改廃は、内閣府及び連合会の間の合意がなければ、その効力を生じないものとする。

附 則

この協定は、締結の日からその効力を生ずる。

令和6年9月25日

内閣府特命担当大臣（防災）

日本行政書士会連合会会長

松村祥史
常任 豊

12

日本行政

MONTHLY No.625 DECEMBER, 2024

Contents

Top Message	内閣府と大規模災害時の連携協定を締結..... 1
Leadership	行政書士制度の発展に向けて..... 4
Special Report	暴力団等反社会的勢力排除と行政書士..... 5
Topics	伊藤信太郎環境大臣を表敬訪問..... 8 鈴木憲和農林水産副大臣を表敬訪問..... 8 日行連と地方協議会との連絡会を開催..... 9
Information	行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内..... 11 特定行政書士徽章販売の御案内..... 12 令和7年新年賀詞交歓会の御案内..... 13 「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ..... 14 一般倫理研修の受講について..... 16 ■ Pick UP!単位会..... 18 ■ ADR推進本部から..... 21 ■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～..... 23 ■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん..... 25 ■ 中央研修所通信12月号..... 27 ■ 日行連の主な動き(10月)..... 29 ■ コスモスInformation..... 33 ■ 全行団ニュース..... 35 ■ 会員の動き/広報部員のひとり言/..... 41 御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



令和6年能登半島地震に係る被災者支援のための無料電話相談

- 電話番号：0120-346-092
- 開設期間：令和6年8月1日(木)～
同年12月27日(金)(平日のみ)
- 受付時間：午前10時から午後4時まで
- 業務実績のある行政書士につながります

行政書士制度の
発展のために

行政書士制度の発展に向けて

副会長 原田 誠



会員の皆様には、日頃から日行連の事業推進への御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

令和6年9月現在、総務省の人口推計によると、65歳以上の高齢者が3,625万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には3,653万人に達すると見込まれています。

高齢化が進み、高齢者の一人暮らし率も増加する中、孤独・孤立の状態は、何人にも生じ得るものです。本年4月から孤独・孤立対策推進法が施行されましたが、超高齢社会において地域密着型土業として行政書士が対応すべき課題の一つであると考えます。

本会では、法務業務部（法務事務・成年後見部門、権利義務・事実証明部門）、権利擁護推進委員会等を担当していますので、法務業務部、権利擁護推進委員会における各部門の取組・課題等について御紹介いたします。

○法務業務部では、坪川部長の下、成年後見制度を始め、所有者不明土地、空き家対策、相続土地国庫帰属制度等のほか、各施策に積極的に関与しています。

〈法務事務・成年後見部門〉

成年後見業務については、業務管理、研修体制を全国標準化することが喫緊の課題となっています。（公社）コスモス成年後見サポートセンター等の団体に加入し、全国の単位会、会員の皆様が協力して取組を進めることで行政書士が取り組む成年後見業務に対する社会的信用力、社会的評価の向上となり、更なる業務実績の拡大につながるものと考えます。

会員の皆様方におかれましても、是非この視点を共有され、取組を進めてくださいますようよろしくお願い申し上げます。

〈権利義務・事実証明部門〉

公正証書のデジタル化への対応、老年学（ジェロントロジー）の課題解決等に貢献するため、行政書士が担う役割について情報発信してまいります。

○権利擁護推進委員会では、大口委員長の下、高齢者・障がい者分野、外国人分野、LGBT等の権利擁護の調査研究を進めています。

〈高齢者・障がい者分野〉

本年2月には、「行政書士による権利擁護セミナー『身元保証等高齢者サポート事業とは？』～行政書士との関わり方を考える～」を開催し、1,200名を超える会員に御参加いただきました。

本年度は、4月1日に施行された「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正に関するVODコンテンツを作成することとしています。

〈外国人分野〉

行政書士がEPA（経済連携協定）に関与した事例を調査し、多文化共生社会における外国人の権利擁護について、国際部門との棲み分けを図りつつ、本委員会としての取組を進めてまいります。

〈LGBT等分野〉

東京レインボープライド2024に参加しましたが、各単位会でもLGBT等分野に関し同様の取組を進めていただけるよう、LGBT関係の相談に対応できる会員の養成等、会員への啓発も含め対応を進めてまいります。

暴力団等反社会的勢力排除と行政書士

暴力団等排除対策委員会
委員長 青手木 良次

初めに

行政書士の活動は、社会生活や経済活動において広範多岐に及んでいることから、目ざとい暴力団等が資金源獲得活動のために触手を伸ばしてくることが懸念されます。行政書士が、まずコンプライアンスを確立して自らを守るとともに、利用浸食されないようにかねてから備えておくことは、とても大事なことです。

1 日行連が取り組んでいる暴力団等排除活動

令和2年7月、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）の暴力団等排除対策委員会（以下「暴排委員会」という。）が発足しました。そして各単位会においても暴排委員会が設置され、全国的には本年8月現在、あと1単位会を残すのみとなりました。各単位会の暴排委員会は、警察の暴力団対策担当部署、都道府県の暴力追放運動推進センター（県民センター、県民会議）、弁護士会等と連携して、会員への啓蒙や指導を行っています。

2 暴排委員会の活動

行政書士が、暴力団等反社会的勢力の活動に巻き込まれることがないように、その活動実態や対策等を学ぶことにより、無用な不安を取り除き、業務に専念できる環境を整備する事で、事業の発展を図るとともに、頼れる街の法律家としてクラ

イアントや国民の安心・安全な生活の実現に資するものです。

3 最近の暴力団の特徴

○凶悪化

自己の意に沿わない事業者に対して、けん銃などの武器の使用や放火等といった報復、襲撃事件等を敢行したりするなど凶悪化しています。

○不透明化

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）が施行された後、組事務所から代紋、看板等を撤収し、名簿等に構成員の氏名を記載しない、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態に関する事実を隠蔽する傾向が強まっています。

また、活動形態においても、社会活動や政治活動を仮装、標ぼうするなど、不透明化の傾向が一層顕著になってきています。

○資金源活動の多様化

覚せい剤や賭博等、民事介入暴力や行政対象暴力等に加え、組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融、証券市場へ進出して、企業活動を仮装した一般社会での活動を活発化させています。

また、公共事業に介入して資金を獲得したり、公的融資制度等を悪用した詐欺事件や特殊詐欺事件等を行うなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。

4 企業対象暴力とは

企業対象暴力として位置付けられているのは、総会屋、会社ゴロ、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、えせ右翼団体等の街頭宣伝行為、図書等購読要求などです。

企業が反社会的勢力と関係を遮断することは、コンプライアンスのみならず企業のリスク管理の観点からも極めて重要視されています。

5 暴力団等に対する基本的対応要領

暴力団員からの不当要求を受けた場合は、一人

日本行政書士会連合会暴力団等排除対策委員会 活動理念

暴力団を利用しない、暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団と交際しない

全国会員にスローガンを浸透させ、安心して業務に専念し、公正誠実な業務ができる環境を整え、頼れる街の法律家として、クライアントや国民の安心・安全な生活に資する。

関係機関団体との連携による組織力強化

関係機関団体との相互連携により、各種団体の地域団体における活動等の情報共有と全国団体から地域団体に対する指導力等の相互活用を推進することで組織力を強化し、反社会的勢力に毅然と対応する。

全国行政書士会における委員会の設置

全国の行政書士会に委員会を設置し、先進行政書士会における活動状況や、各地における反社会的勢力による不当要求行為等の実態を集約・共有することで、全国均一の対策と未然の事案防止につなげる。

会員に対する啓蒙活動の推進

クライアント及び地域住民等を反社会的勢力から保護することを目的とし、日常業務の中での留意事項と対策事項を周知し、会員の意識高揚を図る。

会員の業務環境の向上

一層巧妙化、知能犯化する反社会的勢力の活動内容及びその対策方法等を会員へ周知し、不要な不安を除去し、業務に専念できる環境を整備する。

セーフティネットとしての機能

万一、各行政書士会の会員が反社会的勢力の活動に巻き込まれた際に、当該行政書士会を支援する機能。

安心・安全な地域づくり

関係機関団体との連携により実態及び対応策を集約し、その蓄積したノウハウを各行政書士会や会員に還元し、「頼れる街の法律家」として安心・安全な地域づくりに貢献する。

参考「日本行政書士会連合会暴力団等排除対策委員会活動理念」

で悩まず、まず単位会の暴排委員会に相談しましょう。そして暴追センター、警察や弁護士（民暴弁護士）に早く相談することです。

また、暴力団等から不当要求を受けた場合、組織的な対応が大原則です。

担当者が個人的に対応したり、担当者だけに責任を押し付けることは絶対にやってはいけません。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し組織として一丸となって対応するのが原則です。

以下に行政書士事務所として必要な対応を御紹介します。

○トップが危機管理意識を持つ体制づくり

対応責任者・補助者等を指名しておく、対応マニュアル・通報手段を定めておく、管理権の及ぶ対応場所を選定しておく、暴力追放ポスター・責任者講習受講修了書等を掲げておく、録音・撮影器機を備えておくことなどが重要です。

○関係者との連携

単位会の暴排委員会、暴追センター、警察や弁護士（民暴弁護士）等との連携を保ち、担当窓口を設けておきましょう。

○暴力団排除条項の契約書や約款等への導入

暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として「暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと」「取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約すること」などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておきましょう。

○表明・確約書の作成

契約する際に、相手方に「自分は暴力団等反社会的勢力でないこと」「反社会的勢力との関係がないこと」「暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと」及び「下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないこと」等を項目ごとに表明させ、これに「違背した場合」や「虚偽の申告をした場合」には「無催告で解約に応じ」、「これ

によって生じた損害を自分の責任とする」ことを確約させる表明・確約書を作成しましょう。

○不当要求防止責任者の選任

不当要求防止責任者を選任して、講習を受講させ不当要求被害を防止することが求められています。

結びに

本誌 2023 年 5 月号 (No.606) には、「表明・確約書」、「暴力団排除条項」の見本も掲載されていますので是非活用してください。

会員諸兄のますますの発展を祈念いたします。

伊藤信太郎環境大臣を表敬訪問

- 訪問日** 令和6年9月11日（水）
場所 環境省大臣室
出席者 〈日行連〉 常任会長、竹田副会長、
 岩崎規制改革委員長、
 本多・関・高野各委員
 〈宮城会〉 佐々木・関本・佐藤・阿部
 各会員



先日、常任会長を始めとする日行連役員及び宮城会会員が伊藤環境大臣（当時）を表敬訪問しました。平素から行政書士制度に御理解いただいていることに対し感謝を申し上げるとともに、日行連として、現在、行政書士法の改正及び政府の掲げる「誰一人取り残されないデジタル社会」実現のために行政手続のデジタル化への対応を推進していることを説明しました。

また、環境行政分野において行政書士は産業廃棄物処理業・運搬業などの許認可申請を行ってきた実績があり、更に昨今では令和6年能登半島地震の支援活動として、被災した家屋等の公費解体のための相続人調査を行っていることも紹介しました。公費解体に関する進捗状況から見えてくる実務における課題点等、積極的な意見交換を行いました。

行政手続の円滑化と国民の利益を守るための行政書士の活用及び引き続きの御指導・御支援、産業廃棄物処理の許認可等に関する法改正の動きがあった際の情報提供をお願いしました。

鈴木憲和農林水産副大臣を表敬訪問

- 訪問日** 令和6年9月11日（水）
場所 農林水産省副大臣室
出席者 〈日行連〉 常任会長、竹田副会長、
 岩崎規制改革委員長、
 本多・関・高野各委員
 〈宮城会〉 佐々木・関本・佐藤・阿部
 各会員



先日、常任会長を始めとする日行連役員及び宮城会会員が鈴木農林水産副大臣（当時）を表敬訪問しました。

平素から行政書士制度に御理解いただいていることに対し感謝を申し上げるとともに、本会として現在、行政書士法の改正及び政府の掲げる「誰一人取り残されないデジタル社会」実現のために行政手続のデジタル化への対応を推進していることを説明しました。

さらに、農水行政分野において、行政書士は農地転用・開発許可の申請、国内の種苗法・地理的表示（GI）保護制度の手続などを業務としていること、現在、農林水産省を始め複数の省庁に行政書士会員が任期付職員として勤務し、役所と人事交流を深め連携を図っていることなどを御説明しました。

最後に、行政書士会が外部団体とも役割分担をしながら連携していく予定である旨を伝えた上で、農家に対する支援等について積極的な意見交換を行いました。また、全国に満遍なく存在しているという行政書士ならではのメリットを挙げつつ、全国の農家が政府の施策による恩恵を享受できるように国と農家の間をつなぐ懸け橋としての役割に行政書士を活用していただきたい旨のお願いをしました。

日行連と中国地方協議会との連絡会を開催

- 開催日** 令和6年9月26日(木)
- 場所** 島根県出雲市
「島根ワイナリーシャトー弥山」
- 出席者** 常任会長、高尾副会長、
野津中国地方協議会会長
ほか28名



島根県出雲市の島根ワイナリーシャトー弥山において、「令和6年度日行連と中国地方協議会(以下「中国地協」という。)との連絡会」が開催されました。

日行連からは常任会長と高尾副会長、中国地協からは中国地協会長である野津島根会会長及び構成単位会の会長等、計31名が出席しました。

連絡会は午後1時、濱田島根会総務部長の司会により開会されました。冒頭、野津中国地協会長と常住日行連会長からそれぞれ挨拶がなされ、続いて各参加者による自己紹介が行われた後、司会者の進行により、各議題についての協議に入りました。

初めに常住日行連会長から、日行連の本年度事業計画におけるデジタル社会への取組や災害復興支援への協力等に関する説明がなされた後、本年度、総力を結集して取り組んでいる行政書士法改正への対応について報告がなされました。

続いて、中国地協からあらかじめ提出されていた会費、行政書士徽章、職務上請求書、大規模災害、ADR、特定行政書士、補助者、広報用ポスター、行政書士一般倫理研修、戸籍謄本等の広域交付、管理団体・登録支援機関、損害賠償保険等に関する意見・要望に対して、高尾日行連副会長から回答がなされました。その後も、日行連の回答に対する質問等を含め活発な意見交換が行われ、各種課題への取組について情報等の共有が図れた大変有意義な連絡会となりました。

日行連と近畿地方協議会との連絡会を開催

- 開催日** 令和6年10月17日(木)
- 場所** 京都府京都市
「ホテルグランヴィア京都」
- 出席者** 常任会長、竹田副会長、
太田近畿地方協議会会長
ほか40名



京都府京都市のホテルグランヴィア京都において、「令和6年度日本行政書士会連合会と近畿地方協議会(以下「近畿地協」という。)各単位会との連絡会」が開催されました。日行連からは常任会長と竹田副会長、近畿地協からは太田会長(京都会会長)を始め、近畿地協を構成する6単位会の役員等、計43名が出席しました。

連絡会は午後3時、石川京都会総務部長の司会の下、黒田近畿地協副会長(奈良会会長)の開会のことばで開会しました。続いて、太田近畿地協会長及び常住日行連会長からの挨拶の後、各議題について協議を行いました。

初めに日行連の当面の諸問題及び事業の説明として、常住日行連会長から本年度事業計画、行政書士法改正、災害支援活動等に関する説明が行われました。次に、あらかじめ提出された日行連への意見・要望(職務上請求書の取扱いに係る規則上の解釈、国外の諸機関に対する監察活動、電子申請における紙等の委任状の取扱い、処分事例のデータベース化)に対し、竹田日行連副会長から回答が行われました。その後も、日行連への質問に関する意見・要望が出され意見交換した後、記念撮影を行って、午後5時に連絡会は閉会となりました。

限られた時間ではありましたが、行政書士法改正の進捗やデジタル化に係る課題等を共有することができ、大変有意義な連絡会となりました。

日行連と中部地方協議会との連絡会を開催

- 開催日** 令和6年10月25日(金)
- 場所** 石川県加賀市
「山城温泉 ゆのくに天祥」
- 出席者** 常任会長、平岡副会長、
向井中部地方協議会会長
ほか51名



石川県加賀市の山城温泉 ゆのくに天祥において、「令和6年度日本行政書士会連合会と中部地方協議会(以下「中部地協」という。)各単位会との連絡会」が開催されました。日行連から常任会長及び平岡会長、中部地協から向井中部地協会長(石川会会長)を始め、中部地協を構成する6単位の役職員計54名が出席しました。

連絡会は午後2時、小山内石川会副会長の司会により、竹田中部地協副会長(愛知会会長)の開会挨拶で開会しました。冒頭、向井中部地協会長及び常任日行連会長から挨拶があり、続いて座長に宮田石川会副会長が選任され、各議題についての協議に入りました。

初めに、常任日行連会長から「日行連の当面の諸問題及び事業の説明」をテーマに報告がなされました。続いて、平岡日行連副会長から、あらかじめ提出された日行連への意見・要望等合計15件に対して回答がなされました。

その後、諸問題に関する意見交換として「外国人材活用・受入等の支援について」、「行政書士の責務と会員処分について」をテーマに各単位会の意見交換会が行われました。

多岐にわたる諸課題について様々な意見・要望が出されるとともに、意見交換会においては各単位の積極的な取組などが共有され、大変有意義な連絡会となりました。

会員の皆様へ

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用に当たっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要ある場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員各位におかれましては、「戸籍法」「住民基本台帳法」「行政書士法」、本会の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法については、各単位会で運用が異なりますので、所属単位会の関係規則等を御確認願います。

特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和6年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて御案内いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

令和6年度(令和7年1月~令和7年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	令和7年1月21日(火) ~1月31日(金)	11月上旬	11月29日(金) ~12月5日(木)	令和7年 2月14日(金)	令和7年 2月20日(木)
事務研修会 (新規)	令和7年2月21日(金) ~3月3日(月)	12月中旬	令和7年1月8日(水) ~1月15日(水)	令和7年 3月24日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会: 入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会: 地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用(税込み)

事務研修会: 30,000円 実務研修会: 15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会: 課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会: 課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

令和7年度の申請取次関係研修会開催日程等については、令和7年1月中旬に日行連ホームページ及び会員サイト「連 con」にて、本誌では1月号で御案内するニャ!



特定行政書士徽章販売の御案内

＜改正行政書士法対応委員会＞

改正行政書士法対応委員会では、特定行政書士制度の普及推進を目的として、特定行政書士の付記を受けた会員のみ着用することができる徽章（特定行政書士用徽章）を作製しています。

本年度も受注販売を行うこととなりましたので、以下のとおり御案内いたします。特定行政書士制度の推進、認知度向上に御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

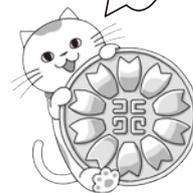
購入を希望される方は株式会社全行団にてお買い求めください。

（全行団ショップ：<https://shop.zengyodan.co.jp/>）



受注期間	令和6年12月2日(月)9:00～令和7年1月24日(金)17:00
対象	令和6年度特定行政書士法定研修修了者及び特定行政書士の付記を受けている会員
金額	9,180円(税抜価格7,800円、送料600円)
納品	令和7年3月中(予定)
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・この徽章は年1回の受注販売(前払い)です。受注期間外は購入することができません。次回受注期間は令和7年12月を予定しています。・特定行政書士の付記を受けている会員1名につき、一つまで購入することができます。・貸与・譲渡・転売行為を禁止いたします。・裏面に記載のナンバーの指定はできません。・原料価格の変動により、金額が変更になる可能性があります。・破損・紛失した場合は会員専用サイト「連con」に掲載している届出書等の提出が必要です。

活用してニヤ



申請取次行政書士管理委員会からのお知らせ

届出済証明書の更新を希望される方へ

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会を1回以上受講し、有効期間の満了前に更新の手続を完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を御確認になり、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

「理由書」を提出し届出済証明書の更新手続をされた方々へ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る令和2年度の申請取次実務研修会中止に伴い、令和2年4月以降「理由書」の提出により届出済証明書の更新手続をされた方々にお知らせいたします。

先般から御案内しているとおり、同一の実務研修会修了証書は、発行日から3年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続に原則1回に限り使用することができることとしています。

実務研修会修了証書の発行日から3年以内であっても、一度、「理由書」に基づく事後受講分として使用した修了証書は、次回の更新時には使用することができません(※)。

別途、次回更新時までの期間内に実務研修会を受講していただくことが必要となりますので御留意ください。

- ・「理由書」による更新手続後の事後受講分1回
- ・次回更新のための受講分1回

理由書による更新手続後、
次回更新までに
計2回受講が必要です。

※届出済証明書の有効期間が3年未満とされている方(例：在留期間が3年未満の外国籍会員等)については、3年未満の有効期間ごとに申請取次実務研修会の受講を求めものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に受講した実務研修会修了証書を複数回使用できるとした取扱いは従前どおりです。

令和7年新年賀詞交歓会の御案内

日行連では、会員相互の親睦と行政書士制度の発展を期し、関係各議員、各省庁関係者等をお招きして、新年賀詞交歓会を開催いたします（日本行政書士政治連盟、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターとの共催）ので、以下のとおり御案内いたします。

会員皆様の多数の御参加をお願いいたします。

日 時：令和7年1月17日（金）
 正午から午後1時30分まで（午前11時から受付）
 場 所：ホテルオークラ東京 1F「平安の間」
 東京都港区虎ノ門 2-10-4
 TEL 03-3582-0111（代）
 会 費：11,000円（税込）
 申 込：12月13日（金）までに各単位会にお申し込みください。



登録委員会からのお知らせ

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなり、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に所属の行政書士会に御連絡いただき、所属の行政書士会の案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、所属の行政書士会に手続日程等を御確認の上、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、所属の行政書士会において翌月分の会費が発生する場合がありますので十分に御留意ください。

重要なお知らせ

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

<広報部>

7月24日の理事会において「日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則」（以下「規則」という。）の一部改正及びデジタル化の実施時期についての承認を得て、対応を進めることとなりました。つきましては、令和6年10月号から会報の発送方法を変更しますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 概要

これまで、日行連会報誌「月刊日本行政」（以下「会報」という。）は、紙版に加え、電子版を日行連ホームページ及び会員専用サイト連 con（以下「連 con」という。）に掲載していましたが、今回の規則改正により、その点を規則上にも決めました。また、会報の将来的な発行及び送付の完全なデジタル化を見据え、会報の送付について、電子版をホームページ及び連 con に掲載することによって紙版を送付したものとみなすこととされました。

紙版と電子版による会報の発行及び送付のスケジュールについては、2のとおり行うこととしています。各会員におかれましては、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 令和7年10月号までの発送・掲載スケジュール

形式	第一弾（令和6年10月号～令和7年3月号）					第二弾（令和7年4月号～）						
	発行日 10月25日	11月25日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日
紙版発送	10・11月号	-	12・1月号	-	2・3月号	-	5月号	-	7月号	-	9月号	-
電子版掲載	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号

第一弾（令和6年10月号～令和7年3月号）

- ・紙版は2か月に1回、2号分をまとめて奇数月に送付
- ・電子版は毎月、ホームページ及び連 con に掲載



第二弾（令和7年4月号～）

- ・紙版は2か月に1回、奇数月分のみを送付
- ・電子版は毎月、ホームページ及び連 con に掲載



3. メール配信機能のお薦め

令和5年9月の連 con のリニューアルに伴い「連 con に会報の電子版が掲載されたことを通知するメール配信機能」が追加されています。

配信されるメールの本文中には該当号の PDF データの直接リンクや概要が掲載されるなど、大変便利な機能となっていますので、この機会に是非利用登録をしていただき、御活用いただければと思います。

「月刊日本行政」 電子版の掲載に係る メール通知の受取方法

会員専用サイト「連 con」の利用登録

あり

なし

- ① ログイン (ID・パスワードを入力)
- ② マイページ (ログイン後にマイページに遷移)
- ③  をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  をクリック

以下「ログインページ」の「利用登録」ボタンから利用登録をお願いいたします。
<https://www.gyosei.or.jp/user/login>



ログインページ

みんながつながる—連 con

※ 連conにログインするには **利用登録** が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

パスワード*

ログイン

① ID・パスワードを入力後ログイン

連conへの登録がお済みでない方

まだ利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

連conサイト利用登録

② マイページ

連 con

行政 太郎のプロフィール

変更する

登録情報

氏名 行政 太郎

ログインID umi-ngp-member

変更画面

登録情報

氏名 行政 太郎

ログインID umi-ngp-member 変更

登録番号 00001234

所属単体会 埼玉会

メール通知

④ 「受け取る」に変更

新着記事カテゴリ

⑤ 保存 (保存完了後マイページへ遷移します)

※ 電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって、紙版での受取の停止を希望される方は、所属単体会を経由して日行連に御連絡ください。

重要なお知らせ

一般倫理研修の受講について

<総務部・中央研修所>

令和4年8月31日付けで日本行政書士会連合会会則の改正が認可されたことに伴い、令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。

当該研修の受講方法等については、以下を参考の上、受講していただきますようお願いいたします。

※当該研修が公開された令和5年3月15日以降に受講された方は、次回期限(3.の(参考)を参照)まで受講の必要はありません。

1. 概要

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました(日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項)。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則に定められました(令和5年8月31日施行)。

2. 研修科目

研修科目は、次の4科目です。

①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

3. 受講期限(初回)

受講期限は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内です。

※令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者

例：令和6年11月1日に登録した者 ⇒ 令和7年2月28日まで

(参考) 2回目以降

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日(当該年度内に受講、修了すること。)

例：令和6年11月1日に修了した場合 ⇒ 令和12年3月31日

4. 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日本行政書士会連合会のホームページ(<https://www.gyosei.or.jp/>)にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリックしてください。



(研修サイト)



次ページに続く→

②中央研修所研修サイトにログインして研修受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には、申込フォームからの申込みが必要です。）を入力して中央研修所研修サイトにログインし、「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）してください。

※最後に受講確認のためのテストがあります。詳しくは中央研修所研修サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。

The screenshot shows the login page of the Central Training Site. At the top, it says '日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト' and 'GMO GlobalSign secure'. The main content area has a heading '本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご参照ください。' and two callouts: one pointing to the 'ログイン' button and another pointing to the 'ID、パスワード申込' button. Below the heading are two columns of instructions. The left column is for existing users and the right column is for new users. A third callout points to the '一般倫理研修マニュアル' link.

本サイトは、日本行政書士会連合会中央研修所が、各都道府県行政書士会の会員研修サイトです。各会員におかれましては設定のある各種研修（有料・無料）を積極的に受講いただきます。

本サイトのご利用には、研修サイト用のID、パスワードが必要です。
◆はじめてご利用される方・通知したパスワードの期限が切れた方は、以下のID、パスワードからID、パスワードを取得してください。パスワードは後で変更することもできます。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご参照ください。
▼▼▼▼▼
<< 中央研修所研修サイト利用案内マニュアル >>

一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアルをご参照ください。
▼▼▼▼▼
<< 一般倫理研修マニュアル >>

■既にID、パスワードをお持ちの方
ユーザーID、パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。
(パスワードを忘れた方はこちら)

ユーザーID:

パスワード:

ログイン

■はじめてのご利用の方
通知したパスワードの期限が切れた方は、下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用を開始を行ってください。
※ご利用には行政書士登録番号及び受講可能なメールアドレスが必要です。

ID、パスワード申込
(研修に関するお問い合わせはこちら)

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」からマニュアルをダウンロードして御確認ください。
※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

初めて御利用の方はこちらから「ID、パスワード申込」をクリックしてください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

③受講完了後、修了証を発行

全ての講座を視聴し、テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックして研修は修了となります。職務上請求書を購入する際には、一般倫理研修の修了証が必要です。職務上請求書を購入予定の方は「修了証発行」ボタンをクリックした際に表示される修了証を印刷し、又はダウンロードしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も「修了証発行」ボタンをクリックしないと修了日が確定せず、研修は修了しませんので、必ず「修了証発行」ボタンをクリックしてください。

(参考) 一般倫理研修の受講について

日本行政書士会連合会ホームページ (お知らせ)

URL : <https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

宮崎県

行政書士会

「最新版！デジタル研修」を終えて



9月14日、宮崎会は都城市のまちなか交流センターにおいて「最新版！ デジタル研修」を開催しました。当会会員のみならず、九州ブロック管内の福岡、鹿児島、熊本の各会からも御参加いただき、盛大に行われました。

構成【第1部】「都城市のデジタル化推進について」

池田宜永 都城市長

【第2部】「デジタル社会における行政書士業務の展望」

関谷一和 日本行政書士会連合会 デジタル推進本部本部長（千葉会会長）

第1部は、社会のデジタル化が進む中、業務上でも重要な関係にある行政、とりわけ地方自治体におけるデジタル化に向けての取組を学ぶべく、都城市の池田宜永市長を講師にお迎えしました。

都城市は、8月末時点におけるマイナンバーカード保有枚数率が89%、全国に先駆けてAIを導入するなど、全国有数のDX先進都市であり、そのデジタル化推進の原動力ともいえる池田市長から、自治体経営理念について具体的な御説明がありました。御自身は決してデジタルに精通しているわけではないとおっしゃいますが、最高デジタル責任者（CDO）となりスピード感のある判断をされていることが印象的でした。都城市は、デジタル活用支援の基本的な考え方として「デジタル化こそアナログで」を掲げ、例えば、職員がタブレットを持って企業や商業施設に出向いてマイナンバーカードの申請補助を行うなどして、保有枚数率を増加させ、この方法は「都城方式」として全国に広まったとのことでした。その他、デジタル化を更に加速させる組織・人材・予算の考え方など興味深いお話をいただきました。

第2部は、社会のデジタル化に向けての最新の法改正等の情報収集及び会員のスキルアップを目的として、日行連デジタル推進本部の関谷一和本部長に講師をお願いしました。

関谷本部長からは、政府が掲げるデジタル社会の実現に向けた重点計画と、行政書士業務との関連についてお話しいただきました。手続方法が混在する中、何がベストな方法なのか、行政書士が知見を活用し水先案内人となっていくことで様々な業務発展の可能性に満ちていること、また、使いづらいデジタルシステムを率先して使うことで稼働実績を積み、使いづらい部分をフィードバックすることでシステム設置者に信頼されることにもつながることを学びました。更には、法改正、GビズIDの取得促進、電子申請の普及及び環境整備など、関谷本部長が中心となりデジタル庁を含む関係官庁との間で精力的に協議が進められていることにも触れられ、大変刺激を受けました。

全体を通して、「デジタル化によってデジタル弱者が不利になる社会を作り上げてはいけない」という認識を、参加者全員で共有することができたのではないかと思います。全ての人々がデジタル化の恩恵を受けることで、権利や利益がな一層擁護される社会の実現に寄与できるよう、当会は今後も事業を企画していきたいと考えています。「最新版！ デジタル研修」に御協力、御参加くださった皆様、誠にありがとうございました。



池田都城市長、関谷デジタル推進本部本部長を囲む正副会長

愛媛県

行政書士会

愛媛県信用漁業協同組合連合会へのセミナー
講師派遣



愛媛会では、愛媛県信用漁業協同組合連合会との間で、漁業者の所得向上及び漁業経営の基盤強化や持続可能な事業展開、官公署等に対する諸手続を通じて漁業関係者を支援するために覚書を締結し、支援連携をすることとしました。愛媛県内では、中小企業診断士協会に続いて2例目となります。

当会の行う支援としては、中小企業診断士協会と同じく、漁業関係者及び漁協向けに定期的にセミナーを行うこととしました。7月には第1回目として、「漁業分野の外国人材受け入れの制度と留意点について」をテーマに、ウェブセミナーを実施いたしました。本セミナーでは、外国人業務に精通した会員から、漁業関係者向けに、日本で働くために必要な在留資格、中でも漁業に関係する在留資格などの基本的な話を始め、特定技能1号・2号、特定技能外国人を受け入れる際の注意点、登録支援機関の話、育成就労、今後の制度改正など、合わせて1時間半ほど説明をいたしました。

次回は来年1月に法人化のメリット・デメリットについてのセミナーを実施予定です。来年度以降も定期的にセミナーを開催していく予定です。



石川県

行政書士会

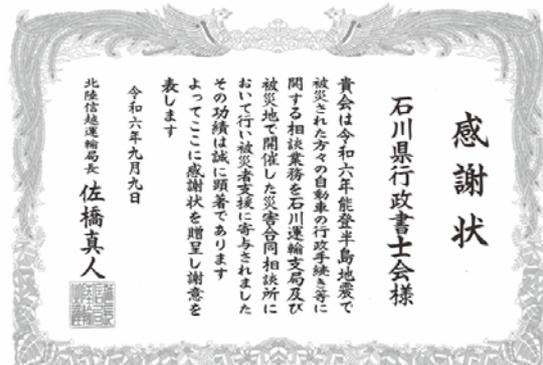
令和6年能登半島地震の被災者支援活動が認められ
感謝状を拝領いたしました



9月9日、石川県自動車会館において、令和6年能登半島地震北陸信越運輸局長感謝状贈呈式が行われました。石川県では、能登半島地震で被災された方々の自動車の行政手続等に関する相談業務を石川県運輸支局及び被災地の災害合同相談所において実施してきました。その被災者支援の活動が認められ、運輸交通事業に携わる団体・企業と共に、感謝状を拝領いたしました。

石川県では、地震による建物の倒壊や火災、津波による浸水被害、土砂崩れ等により、自動車の被害も多く発生いたしました。国からは、1月11日付けにて「令和6年能登半島地震による自動車の抹消登録申請時の特例的取扱について」の通知があり、罹災証明書等がない場合でも、申請人の申立書で永久抹消登録を認める特例措置が取られました。そのほかにも、震災時には、様々な特例措置及び支援策が取られます。行政書士として、行政手続の相談に応ずることで被災者支援の一助となれたのであれば幸いです。

しかし、9月21日の能登半島豪雨により多くの河川が氾濫し、石川県の奥能登地方は、再び甚大な被害が発生してしまいました。おそらく能登半島地震のときよりも多くの自動車が浸水等で被害に遭っているものと思われます。引き続き、復興支援活動に尽力してまいります。



大阪府
行政書士会

大阪府下の11市町と新たに地域防災協定を締結しました



大阪府下の市町で大規模災害が発生した際、住民への被災者支援として大阪会が実施する協力活動を、当該市町からの要請に基づいて行うことができるようにしました。当会は大阪府と地域防災協定を既に締結しており、大規模災害時には大阪府を通じて府下の市町村に対し被災者支援の協力活動を行うことが可能となっています。しかしながら、平成30年に大阪北部地震や台風21号が発生した際、大阪府からの連絡通知に気付くことができなかった市町村からは当会に要請がなく、当会は協力活動を行うことができませんでした。

そのような事例を繰り返さないため、府下の市町村と個別に地域防災協定を締結しておく必要があるとして、この度、改めて、府下の市町村に提案いたしました。協定を締結した自治体からは、当会に被災者支援の実績があることや私たち行政書士が行政手続の知見を有する専門家であることについて「住民の安心・安全に資する」「行政に携わる職員の立場からも大変に心強い」といったうれしいお言葉をいただいています。災害発生時に協力活動が円滑に行えるよう、当会は平時からその備えに取り組んでまいります。

地域防災協定を新たに締結した11市町は、下記のとおりです（締結順）。

羽曳野市・池田市・太子町・河南町・泉南市・茨木市・大阪狭山市・和泉市・貝塚市・四條畷市・岬町（大阪府・大阪市・堺市とは平成28年に締結済）



締結式実施の自治体のみ掲載

届出済証明書の有効期限を御確認ください！

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き、申請取次業務を行うためには、有効期間の満了前に更新の手続きが必要となります。更新につきましては、新たな届出済証明書が発行されるまでの日数を踏まえ、お持ちの届出済証明書の有効期間満了の4か月前から2か月前までに更新手続きの準備を進めていただきますようお願いいたします（各単位会によって提出書類の受付時期が異なりますので、更新の申出期限については、事前に所属単位会に御確認ください）。

更新の手続きには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会を1回以上受講していただくことが必要です。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度、申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

※届出済証明書の有効期間が3年未満の方（例：在留期間が3年未満の外国籍会員等）については、3年未満の有効期間毎に申請取次実務研修会の受講を求めるものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って3年間の間に受講した実務研修会修了証書を複数回使用することができる取扱いとしています。

特定和解成立第1号とADRセンターの現状について

専務理事（ADR 推進本部担当） 関口 隆夫

本誌前号（No.624）では竹内 ADR 推進本部員が特定和解制度について詳しく報告しましたが、本号では、行政書士 ADR センター埼玉（以下「埼玉会」という。）において成立した特定和解成立第1号と埼玉会の現状について報告します。

1 変更届提出に至る過程

特定和解制度の導入については、各センターで対応が分かれてきましたが、埼玉会では、特定和解制度の導入に係る裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律（以下「ADR 法」という。）の一部改正に対応し、早い段階で「変更の届出」を提出することを決定しました。そして、法務省に対し、調停規定等の変更を含む変更案を提示し、協議を重ねてきました。当時、法務省に全国からの問合せが殺到していたためか、本年4月1日の施行が危ぶまれる状況でしたが、なんとか承認をいただき、無事に変更届が受理されました。

埼玉会は他のセンターと同様に、調停のスタイルは自主交渉援助型を基本としています。ただし、必ず2名の共同調停人（うち1名は弁護士調停人。建物紛争については行政書士2名の調停人。）で実施することが他のセンターと異なる特徴です。したがって、合意案の作成に当たって、常に弁護士調停人と行政書士調停人が共同で案を作成することになっています。埼玉会にとっては、この点が特定和解制度の導入に向けてハードルを下げる要因であったとすることができるかもしれません。

2 特定和解案件成立第1号

本年9月4日、交通事故紛争について、記念す

べき第1号の特定和解が成立しました。解決金額はそれほど高額ではありませんでしたが、一部分割支払いとなったことで、慎重を期して当事者双方同意の下、特定和解とすることになりました。埼玉会では、交通事故紛争の取扱件数が最も多いという特徴がありますが、この分野についても今回の法改正における特定和解の適用除外とはなっていませんので、今後も特定和解案件が増えていくものと思われれます。

3 埼玉会の特徴と現状

埼玉会は、平成24年6月4日に法務大臣認証第114号として設立され、ADR 事業をスタートさせました。設立当初から成功の肝は広報活動による国民・県民への周知と会員の理解を得ることであるという方針の下、運営委員の足を使った自治体への訪問周知活動、メディアを使用した広告宣伝活動、ADR 制度を理解してもらうための年1回の会員向けの研修会実施等考え得るあらゆる方法を駆使してADR 制度の普及に努めました。その結果、埼玉県を始めとする各自治体や公共機関からの問合せが増加し始め、現在は月平均20件前後の問合せをコンスタントに受けるまでになりました。令和4年、令和5年は年間約200件の問合せがあり、本年は上半期（4月～9月）のみで、問合せが128件となっています。

内訳は、離婚紛争 30 件、遺産分割紛争 21 件、賃貸借建物紛争 20 件、交通事故紛争 28 件、その他 29 件（取扱外分野）となっており、各分野とも満遍なく問合せをいただき、うち調停受理件数が 6 件、調停実施件数 9 件（前年からの繰越含む）、調停合意件数 4 件となっています。設立から 12 年が経過し、累計で問合せ件数 1,799 件、事前相談件数 128 件、調停受理件数 68 件、調停実施件数 57 件、調停合意件数 31 件となりました。埼玉会は、「離婚」と「相続」も取り扱っていますので、他のセンターと同列に論じることはできないと思いますが、この間、取扱地域を埼玉県隣接 7 都県にも拡大するなど常に利用しやすいセンターを目指して活動しています。

4 ADR センター設置の意義

行政書士は「頼れる街の法律家」であり、国民に最も身近な士業として、一人ひとりに寄り添う使命があると考えています。ADR 法の制定趣旨は、国民の司法へのアクセスを高めることにあるはずす。全国に約 52,000 人の会員を擁し、しかも地域的に偏在がなく、人口カバー率では 9 割を超える士業は行政書士以外にはありません。行政書士は行政機関と国民をつなぐ懸け橋として、長い実績があります。今後は大規模災害発生時における支援活動を通じて培った経験を基に「災害 ADR」の実施や「行政 ADR」への取組等、行政書士会が行う ADR 事業は大きな可能性を秘めています。今こそ ADR の旗を高く掲げ、行政書士だからこそできる、行政書士にしかできない ADR センターの確立を目指して活動する意義があると考えます。

裁判のその前に話し合

いで解決しませんか？

電話受付
午前 9:00～午後 6:00
(月曜日～土曜日)
※祝日除く

ADR

Alternative Dispute Resolution
裁判外紛争解決手続

離婚 財産分与
慰謝料

未成年の子どもがいる夫婦の離婚は
取り扱い出来ません。

遺産分割
遺留分 **相続**

埼玉に隣接する都県の
案件にも対応いたします

交通事故

自転車事故
物損事故

建物

敷金返還 原状回復

※上記4分野とも公平負担に反する内容、当事者双方が日本国籍を有していない場合の紛争は取り扱いません。取り扱い出来ない分野の場合は他の解決機関等を紹介します。

運営主体 **埼玉県行政書士会** 法務大臣認定114号

行政書士ADRセンター埼玉

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

TEL **048-833-1132** FAX **048-833-0777**

詳細はこちら

秋桜日記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のない新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感していく過程を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (30 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 3 年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、特定行政書士になる必要性を特に感じていなかった。開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人生についても相談している。

野村 泰久 (33 歳) 中島と同期の行政書士

特定行政書士は仕事にならないから不要だと考えていたが、将来を考えて特定行政書士になることの重要性に目覚めた。

山田 賢人 (54 歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

講義を聞くことができた。

講義は、特定行政書士の業務に必要な知識と実務能力の修得を目的とした内容となっている。かつて行政書士試験の受験生時代に勉強した行政法はもちろん、行政手続法、行政不服審査法など、行政書士にとって馴染みがあると思っていた分野も、改めて勉強するとすると、自分でも驚くほど忘れていたことに気付かされた。

さらに、行政事件訴訟法や要件事実・事実認定論といった紛争分野に関わる講義は、行政書士業務にすっかり慣れた頭には新鮮そのものであった。

「行政法」という法分野は、行政書士にとっては正に専門中の専門であるはずだ。しかし、現実の行政書士の中で、行政法の専門書を熟読した経験のある人はどれほどいるだろうか。

改めて行政法の講義を受講し、テキストを読み直してみると、何だか楽しい気分になっていることに中島は気付いた。学生時代には、無味乾燥な世界で退屈な分野としか感じなかったのに、今は全てが自分のことのようにリアルに感じることができた。

学生時代の中島にはどうしても理解できない科目があった。「手形法」や「行政法」である。民法や刑法のように、ドラマや小説でも扱われる分野は具体的にイメージしやすかった。授業で学んだ条文がドラマで出てきたりすると、「この法律はねえ。」なんて訳知り顔で解説をし、当時の交際相手を感じさせたものである。

それに比べて、特に行政法は小説でもドラマでも扱われることがあまりなかったからか、世間知らずの学生には、祖父母宛てに届く老齢年金の案内と同じくらいに自分とは関係のないものだと感じていた。

行政書士になって、行政手続に係る業務をある程度こなしてきた今になってみると、無味乾燥だった行政法の世界が3D映像のようにリアルに迫ってきた。退屈な理論ではなく、大きなうねりを持つ波のように自分を突き動かしてきた。

大人になってようやく勉強の楽しみを実感することができたような気がした。

第十九話：～受験時代～

「ふー。ちょっと一息つこうかな。」

春に申し込んだ「特定行政書士法定研修」のビデオ講座を受講していた中島は、イヤホンを耳から外しながら大きく伸びをした。

8月から受講可能となっていたが、仕事が忙しいことを言い訳に、なかなか取り掛かれていなかった。あっという間に8月も下旬となってしまう、受講期間の期限が迫ってきた頃、ようやくビデオ講座の受講を始めた。

18時間にわたるビデオ講座は、自宅でいつでも受講可能だ。

「いつでもできるって思うと、かえってやるタイミングが難しいなあ。」

自分の怠け癖を棚に上げて、中島は独り言を声に出して言った。

今日は同棲している彼女も仕事で不在のため、集中して



窓を開け、部屋の空気を入れ替え、お湯を沸かしてコーヒーを入れた。外から暑い空気が入ってきたのを感じ、窓を閉めてレースのカーテンに手を掛けたとき、中島の携帯電話が鳴った。

「もしもし、行政書士の中島です。」

「やあ、俺だよ。野村だよ。随分かしまった出方をするじゃないか。」

携帯電話には野村からの電話であることは表示されていたが、勉強した充実感が逃げないように、中島はあえてかしまって電話に出てみた。

その理由を聞いた野村は「何だよそれ。」と笑いながらもその気持ちを理解してくれたようだ。

「俺も昨日の夜と今朝、受講したよ。何だか新鮮だな。」

お互いの受講スケジュールの進捗について一通り話し合った後、夕方二人で山田先生の事務所に行く約束をしていたことを確認し、待ち合わせ場所を決めた。

「了解。少し早めに行くよ。」

そう言って電話を切ると時計を見た。

「もう1コマだけ受講できるな。」

そう言いながらまたパソコンの前に座ってイヤホンを着けた。

受講期間中に全ての受講ができるめどがついたところで、中島は出掛ける準備をした。平日の午前中を自宅で過ごせるのは学生の特権だと思っていたが、大人になってもそれが可能な人種がいるということ、学生時代の自分に教えてやりたい。そんなことを考えながら玄関の鍵をかけた。

野村と会う約束をした駅の周辺は、お昼時を過ぎたからか、いつもより人が少なく感じた。駅前にある立ち食い蕎麦屋から漂ってくる麺つゆの香りに吸い込まれるように、中島は暖簾をくぐっていた。朝から食事をするのも忘れていたことに、今になって気付いた。

熱中すると、食欲より学習欲のほうが勝つこともあるんだと、妙に感心しながら天ぶら蕎麦を注文した。濃いめの麺つゆに唐辛子を入れて、うどんのような蕎麦を啜った。

入れ放題のネギを山盛りに入れた蕎麦を食べ、最後に冷たい水を流し込み、大人になってよかったと感動すら覚えていたとき、携帯電話が鳴った。

「着いた？」

「今、感動してたところ。着いてるよ。御馳走様でした。」

そう言いながら店の外に出ると、待ち伏せしていたかのように野村が現れた。

山田事務所に向かうためには、駅から続く商店街の中を通るのが近道だ。訪問時間までは30分程度あった。二人はチェーン店ではない昔ながらの喫茶店を見つけ、そこで時間調整をすることにした。

「それにしても、特定行政書士法定研修は面白いな。」

アイスコーヒーにストローを刺しながら野村が言った。

「あの研修を見たら、普通の人は面白いなんて感じないだろうな。自分もついこの前まで、興味もなかったからな。でも、受講してよかったよ。」

「おいおい、まだ受講も完了してないし、考査もまだ先なんだぜ。」

行政書士は全員行政書士試験に合格しているか、公務員試験を始めとするながしかの専門試験に合格して、行政書士になっている。しかし、その行政書士の中でも、特定行政書士になるのはまだまだ少ない。特定行政書士になるには、二人が受講している研修を受講して考査に合格しなければならない。同業者でありながら、勉強仲間であるという、何とも不思議な連帯感が二人の間に漂っていた。

「例の件、山田先生に相談してみようと思ってる。」

「そうだね。それがいいよ。」

「ここは僕が払うよ。」中島がカバンからお財布を出しながらさういふと、「いやいや、いいよ。俺が払うよ。」と野村が言ったので、中島は「御馳走様です！」と即座にお財布をしまった。

そのやりとりが妙におかしく、受験を控えた学生同士みたいに二人は笑った。

行政書士達の奮闘は続く。第二十話、乞う御期待！



第36回 生命保険金の受取人の変更

<法務業務部>

(担当：浅草公証役場 公証人 澤野芳夫)

今回は、生命保険金の受取人の変更について検討していきます。



ユキマサくん

街中にクリスマスソングが流れているね。

そうですね。クリスマスソングの中でも「きよしこの夜」の曲は多くの人が知っていますね。この曲は、19世紀初めのオーストリアで、クリスマス前夜に、ある教会のオルガンが壊れてしまい、神父が歌詞を書いて、教会専属のオルガン奏者にギター伴奏用の曲を作るように依頼し、この曲が生まれたと言われています。



ミネルヴァくん



平和への祈りが込められた名曲だね。ところで、生命保険の受取人を変更したいという場合、遺言でもこれを定めることができるのかな。

平成20年に定められた保険法で遺言による保険金受取人の変更ができるようになりました(保険法44条、73条)。この結果、平成22年4月1日以降に締結された保険契約について遺言による保険金受取人の変更が可能となりました。例えば、妻を受取人としていたものを長男に変更するような場合に受取人の変更を遺言書に記載します。



どのような情報が必要なんだろう。

遺言書には、生命保険の証券番号、契約締結日、保険者(保険会社名)、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人を記載しますので、この正確な情報を示すために遺言公正証書の作成を依頼する際に、保険証券を用意した方がよいでしょう。



例えば妻が受取人になっている場合、その妻が死亡してしまったら、どうなるの？

その場合には、死亡した受取人の相続人が受取人となります(保険法46条、75条)。



死亡した保険金受取人の相続人が2人以上いたときは、法定相続分の割合になるのかな。

各相続人は、法定相続分の割合ではなく、民法427条(分割債権)の規定により平等の割合で保険金給付請求権を取得すると解されています(最判平成5年9月7日民集47巻7号4740頁)。ただし、生命保険金の受取人を「相続人」としている場合には、各保険金受取人の有する保険給付請求権の割合は法定相続分の割合になると解されています(最判平成6年7月18日民集48巻5号1233頁)。



また受取人の変更の話に戻るけど、妻が元気なうちは妻を受取人のままにしておいて、妻が先に亡くなった場合には長男を受取人にしたいということも可能なの？

はい。妻が先に死亡することに備えて予備的に、妻が遺言者より先に死亡したときは長男に受取人を変更する旨の記載をすることになります。





遺言によって、保険金受取人の変更をする場合、注意することはあるかな。

遺言で保険金受取人の変更を定めた場合、遺言者が死亡した後、遺言執行者が保険会社に速やかにその旨を通知することが必要です。保険法 44 条には「保険契約者の相続人が」通知することを定めていますが、遺言執行者は「遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」(民法 1012 条 1 項) ので、上記通知義務を課することができるかと解されますし、実際、作成される遺言公正証書において、遺言執行者が保険会社に受取人の変更を通知する旨を定めるのが一般です。



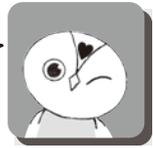
そのほかに注意すべき点があったら教えてほしいな。

保険金受取人の変更に関する規定は任意規定ですので、保険金受取人の変更を制限する保険約款がある場合にはその保険約款が優先することになります。例えば、受取人の変更の範囲を受取人の相続人に限るなどのように、変更の人的範囲を制限する約款などがあります。このような約款がある場合、遺言で受取人を相続人以外の者に変更したとしても保険会社はその変更に応じないことになるので、注意を要します。遺言者は、受取人の変更の遺言を作成する前に、保険約款を調べるとか、保険会社に直接確認するなどして、人的範囲の制限の有無及びその内容を調査しておいた方がよいでしょう。



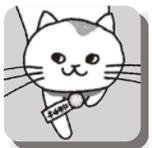
実際に問題になったケースなどがあったら紹介してほしいな。

うちの公証役場公証人花野かおり先生の話では、内縁の夫婦関係の男性が遺言を作成するに当たって、保険金受取人を男性の父親から内縁の妻に変更したいとの相談を受けたそうです。内縁の妻はその男性の相続人ではないので、受取人変更の人的制限の約款に抵触するおそれがあると考え、花野先生は、保険会社に確認することを勧めました。その男性が保険会社に確認したところ、①内縁の夫及び妻それぞれの戸籍謄本の提出、②それぞれの住民票の提出を求められたとのこと。①で重婚の内縁関係でないこと、②で内縁の実態があることを調査することです。



そういうケースもあるんだね。ところで、遺言公正証書で保険金の受取人の変更をする場合、手数料はどの程度掛かるの？

変更する保険契約が一つの場合には 1 万 1,000 円です。もっとも、遺言者が元気なときは、遺言者が直接、保険会社に保険金受取人の変更の申出をすればよく、遺言公正証書で変更した場合に掛かる 1 万 1,000 円を節約できます。



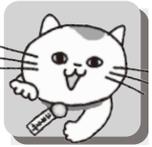
なるほどね。話は変わるけど、生命保険金は遺産に入るのかな。

生命保険金は、保険事故(被保険者の死亡)の発生により保険会社から保険金受取人に支払われるものですので、被保険者の遺産とはなりません。したがって、遺言で誰に遺贈又は相続させるかを定める必要はありません。ただし、保険金受取人を被保険者自身にしている場合もあり、その場合には保険金は相続財産となりますから当該保険金を誰に遺贈し又は相続させるかを定めておく必要があります。



生命保険金は遺産ではないということだけど、相続税の対象にもならないのかな。

相続税の関係では保険金はみなし相続財産となり、相続税の対象となります(相続税法 3 条 1 項 1 号)。



いろいろと教えてくれてありがとう。参考になったよ。



ユキマサくんは、事務所に帰ってまもる先生に報告しました。

まもる先生とユキマサくんは、北風が吹く中、街のクリスマスイルミネーションを見に散歩に出かけました。



まもる先生

VOD 紹介「ADR ビデオ講座について」

～ 今こそ見直そう中央研修所の研修コンテンツ! ～

<中央研修所>

今月は政策関係研修〈ADR ビデオ講座〉について紹介します。

本研修は、行政書士 ADR センターの調停人養成を目的とした研修講座です。日行連は国の司法制度改革を機に平成 16 年に ADR 推進本部を設置し、調停方式について自主交渉援助型（対話促進型調停）とする決定をしました。

これを受け、ADR センター設置に向けて、各単位会では平成 17 年から調停人養成研修を進めてきましたが、時間も費用も掛かることで効率的でないことから、中央研修所での VOD 作成を求める声が高まりました。そこで、中央研修所では各単位会が共通して利用できる VOD 講座のコンテンツを作成・充実させてきました。現在、紛争 4 分野（外国人分野、自転車事故分野、愛護動物分野、敷金返還・原状回復分野）の専門知識を習得するための講座だけでなく、基礎的な調停スキル（技法）に関する講座まで 20 講座以上が掲載されています。

特に、調停スキル（技法）に関する講座では、相談業務や無料相談会においても活用できる傾聴を始めとした各種スキル（技法）を解説していますので、各単位会の ADR センターに携わらない方にも調停人を目指さない方にも非常に有用な内容です。この機会に是非御視聴ください。

● 研修の主な内容

● 調停スキル（技法）について

傾聴、パラフレージング、リフレーミングなどの話し合いを円滑に進める調停人のスキル（技法）を研修します。

● 外国人問題について

外国人の職場や学校でのトラブルについて、国際法や入管法等、在留資格に関する関係法令等について研修します。

● 自転車事故について

自転車と自転車の事故、自転車と歩行者との事故、自転車による物損事故などについて道路交通法、損害保険法等の関係法令について研修します。

● 愛護動物（ペット）について

ペットによる傷害事件での治療費や慰謝料あるいは鳴き声などの近隣トラブルについて、動物愛護法等関係法令及びペットに関する専門知識について研修します。

● 敷金返還・原状回復について

賃貸アパートからの退去時における敷金返還や原状回復費用等のトラブルについて、原状回復ガイドラインを参考に紛争事例や必要な専門知識を研修します。

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記 QR コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧>政策関係研修>ADR ビデオ講座」を選択し、視聴を希望する講座を受講。



↑ 研修サイト QR コード

※外国人分野と愛護動物分野の講座については、令和 6 年度中に順次追加予定です。

1日

火

許認可業務部 社労税務・生活衛生部門会議

【協議事項】

- (1) 全国担当国会議について
- (2) 地域社会の課題解決について
- (3) 関係省庁への訪問について
- (4) 食糧安保強化に係る新制度について
- (5) 日本行政への執筆について
- (6) その他

2日

水

法規監察部会

【協議事項】

- (1) 本年度事業の具体的推進について
- (2) 「行政書士制度広報月間」について
- (3) 監察読本の改訂等について
- (4) 行政書士関係法規集及び行政書士必携の改訂について
- (5) その他

3日

木

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

常任理事会(～4日)

【合議事項】

- (1) 専門員の登用について
- (2) 特定行政書士ブラッシュアップ研修の受講資格拡大について
- (3) その他

4日

金

大規模災害対策本部

【協議事項】

- (1) 大規模災害発生時の支援体制の構築について
- (2) 災害ケースマネジメント全国協議会への参加について
- (3) その他

法改正推進本部

【協議事項】

- (1) 行政書士法改正について
- (2) その他

許認可業務部

農地・土地利用部門会議

【協議事項】

- (1) 農業委員会中立委員行政書士との意見交換について
- (2) 農業経営人材の育成に向けた官民協議会について
- (3) 測量研修について
- (4) その他

8日

火

登録委員会

【協議事項】

- (1) 審査件数(79件)
- (2) その他

9日

水

申請取次行政書士管理委員会

【協議事項】

- (1) 責任者会議の開催について
- (2) 異議申立案件について
- (3) 照会案件について
- (4) その他

10日

木

総務部会

【協議事項】

- (1) 本年度事業執行スケジュールについて
- (2) 単位会からの照会について
- (3) 相談役の委嘱基準について
- (4) 諸規則の改正について
- (5) 法規集への掲載について
- (6) カスタマーハラスメント対策について
- (7) 東京戸籍基本台帳事務協議会との意見交換会について
- (8) 法規監察部からの検討依頼について
- (9) その他

自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)対策特別委員会

【協議事項】

- (1) 本年度事業の推進について
- (2) その他

許認可業務部

建設・環境部門会議

【協議事項】

- (1) 愛知シンポジウムについて
- (2) 書籍事業について
- (3) 全国担当者会議について
- (4) CIICとの共催のセミナー等について
- (5) 関係省庁への訪問について
- (6) その他

18日

金

全国監察担当者会議(近畿地協)

22日

火

登録委員会

【協議事項】

- (1) 審査件数(131件)
- (2) その他

23日

水

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 農業経営支援プロジェクトチーム(仮称)の設置について
- (3) その他

常任理事会(～24日)

【合議事項】

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 次年度開催の建設業セミナー(建設業セミナー2025)について
- (3) 職務上請求書の適正な使用及び取扱に関する規則の改訂方針について
- (4) 農業経営支援プロジェクトチーム(仮称)の設置について

15日

火

改正行政書士法対応委員会

【協議事項】

- (1) 行政不服審査会委員及び審理員に係るアンケートについて
- (2) 特定行政書士リーフレットについて
- (3) 日行連ホームページにおける特定行政書士ページについて
- (4) 特定行政書士名簿の公表について
- (5) 特定行政書士徽章について
- (6) その他

24日

木

大規模災害対策本部

【協議事項】

- (1) 災害支援体制の構築について
- (2) 令和6年能登半島地震の復興支援について

法改正推進本部

【協議事項】

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

16日

水

許認可業務部

運輸交通部門会議

【協議事項】

- (1) 封印委託制度について
- (2) 関係団体への訪問について
- (3) 一般自動車運送事業手続のオンライン化について
- (4) 日本行政への執筆について
- (5) その他

25日

金

中部地協との連絡会(～26日)

28日

月

中間監査(～29日)

17日

木

近畿地協との連絡会

31日

木

東北地協との連絡会(～11月1日)

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

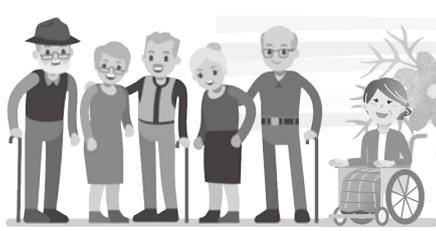
本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせ活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>





行政書士の後見業務とコスモスの役割

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事 総務・財務委員長 木原 早智子



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」という。）が、「高齢者、障がい者等が自らの意思に基づき、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう財産管理及び身上保護を通じて支援し、もって権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的」として、日本行政書士会連合会主導の下に設立されたことは、既に御承知のことと存じます。

コスモスの昨年度末（令和6年7月末日）現在の会員数は、2,322名でした。全国の後見業務に携わる行政書士の数は定かではありませんが、この会員数はまだまだ多いとは言えないでしょう。昨年度の年間入会者数は355名で、各支部で開催されている入会前研修が、支部によっては年1回のところもあることを考えると、多くの方が入会してくださっています。「後見業務をするために行政書士になったので、コスモスに入会したい」と言ってくださる方も時々おられ、そうした言葉を耳にするととてもうれしく感じています。

しかし、残念ながら退会者も相当数いるという厳しい現実もあります。退会される方々の理由としては、「後見業務を受任するのをやめたから」「自分自身の健康面・体力面の問題」など様々おありかと思いますが、会員個人の事情ではなく「コスモスが期待していたような団体ではなかった」という方もおられるでしょう。

私はコスモス執行部の一人として、コスモスが会員にとって、そして何より国民の皆様にとって、より良い団体であるべく事業運営をしていくために努力を惜しんではいけないと肝に銘じて、微力ながらも事業運営に当たっているつもりです。とはいえ、様々な課題の解消、運営方法の改善は一朝一夕にはなし得ず、もどかしい思いです。現在の法人としての事業執行状況に落胆して退会される会員を一人でも減らすために、私たち執行部はより一層尽力せねばなりません。

ですが、そもそもコスモスの存在意義、事業活動の目的・趣旨及びその内容を理解して会員になってくださっていない方が少なからずおられるということも、早期退会の一因ではないかと考えています。

コスモス設立の目的は冒頭に記したとおりですが、この目的を達成するための事業の中で主要なものとしては、次の三つが挙げられるかと思えます。

- ① 専門職後見人（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見契約の受任者）の養成、推薦及び指導監督
- ② 法人として自ら行う後見業務、財産管理事務
- ③ 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動

コスモスへの入会を検討されている行政書士の皆様にもまず御理解いただきたいのは、コスモスは業務斡旋・紹介団体ではないということです。「コスモスに入ったのに全然後見業務を紹介してもらえない」という声は、いまだに各地から聞こえてきます。もちろん家庭裁判所から会員推薦依頼がある支部もありますし、そうでなくても市区町村や社協、地域包括支援センター、民間事業所、地域住民などから後見人候補者の紹介依頼がある支部は多くあります。しかし、これは高齢者や障がい者の方々の権利の擁護・福祉の増進という目的に向けた活動の一つの形であって、このこと自体は私たちの目的でも事業活動でもありません。なので、これを得るためだけに入会されることはやめていただきたいと思えます。なお、推薦・紹介で受任した場合は、「コスモス会員だから信頼してお願いしている」という御依頼元の信頼を裏切ることなく、コスモスの信用を失墜させることなく業務に当たっていただきたいと願っています。

あるいは、「3か月ごとの受任件数報告及び業務報告が面倒臭いから」という理由で退会される方も時々

おられます。業務管理は、コスモスが信頼を得るための最も重要な事業であると言えます。私自身、後見業務を始めたいという行政書士の方へ向けた勉強会等で講師をするときや新人行政書士の方とお話した際には必ずお伝えしていることですが、管理監督されているからこそ自分は安心して後見業務ができています。実際に報告の時期が来ると、正直なところ私も「面倒臭いなあ」とは思います。それでも、もしこの業務報告がなければ、法定後見の場合は年1回の家庭裁判所への報告、任意後見の場合は監督人に求められる時期での報告しかなく、報告時期以外の事務記録がずさんになる可能性が高いだろうと思っています。3か月ごとに報告しなければならないからこそ、こまめに事務経過を記録し、通帳の記帳をし、現金や経費の出納帳を付けることができるのです。お陰で、家庭裁判所や監督人への報告は、コスモスへの報告書類をアレンジするだけでよく、負担なくできています。様々な無料相談会の場や当事務所への御相談で、後見に関して相談を受けるときも、「相談や依頼をするなら、きちんと業務の管理監督をしている団体に所属する専門家を選んでくださいね」とお伝えしています。

行政書士として後見業務をする方々には、是非ともコスモスに入会していただきたいという思いはあります。そうなるためには、会員であることが信頼の証とまで社会に認められる団体とならねばなりません。「コスモス会員なら後見業務を任せて安心」となれば、会費を払い、会員としての義務を負ってでも入会する価値はあると考えられるでしょう。その一つとして令和3年に公益法人に移行することを決議し、令和5年4月に認定されました。公益法人化したことにより、国のチェックや指導を受けることとなりますので、より一層厳格に運営を行っていかねばならず、会員の皆様にも御理解御協力を賜らなければならないところも多々あります。それでも入会する価値があると思っただけのような法人運営を目指してまいりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、支部の活動についてですが、コスモスは全国組織ですので、事業活動の多くは、支部での活動を中心に実施されています。私の所属する大阪府支部を例に挙げますと、会員の知識向上・レベルアップのための研修・勉強会や無料相談会を多く主催するほか、関係機関や民間事業所、地域住民からのニー

ズに応じてセミナー講師の派遣、相談員の派遣、寸劇による成年後見制度普及活動などを実施しています。支部発足10周年で支部独自のキャラクター「成年後犬さぼ太くん」を生み出したのを機に、各種グッズも制作し、地域において積極的な活動をしています。支部によって規模が異なり、また地域性もありますので、活動の内容は様々ですが、入会されましたら、支部の事業活動に積極的に参加していただければうれしく思います。



コスモス正会員・賛助会員募集のお知らせ

コスモスは全国約52,000名の行政書士のうち、2,400名以上の会員で活動することを目指しています。コスモスの活動目的及び以下の点について御理解いただき、是非御入会いただきますようお願いいたします。

- ・コスモスは社会貢献を実施する団体であり、会員に対する業務の斡旋を目的としていません。
- ・入会金10,000円、年会費24,000円を御負担いただきます。
- ・成年後見賠償責任補償制度に加入する必要があります(年5,810円)。
- ・入会後も義務研修として年間10単位の研修を受講していただきます。
- ・後見業務について、年に4回報告をする義務があります。

入会前研修の実施時期など詳細については、お近くのコスモス支部までお問い合わせください。

また、コスモスの活動を支援してくださる賛助会員(後見業務を行わない者)を募集しています。行政書士資格、所属単位会、個人、法人などの制限はありません。詳しくはお近くのコスモス支部へお問い合わせください。

会員の動き

登録者数 (令和6年10月末日現在)

合計	52,851名			
内訳	男	44,073名	女	8,778名
個人事務所開業	男	41,419名	女	7,832名
行政書士法人社員	男	1,959名	女	404名
個人使用人行政書士	男	358名	女	266名
法人使用人行政書士	男	337名	女	276名

法人会員 (令和6年10月末日現在)

法人会員数	1,441
法人事務所数	1,700
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,225
従たる事務所数	475

異動状況 (令和6年10月中の処理件数)

新規登録	合計	198名			
	内訳	男	150名	女	48名
登録抹消	合計	142名			
	内訳	男	113名	女	29名
抹消内訳	廃業	117名			
	死亡	25名			
	その他	0名			

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで以降の発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される当該会員の変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (鵜沼)

福島会では、前年8月2日から本年8月1日までの登録会員向けに新入会員研修会を開催しています。本年度は、10月1、2日に、当会の会館の会議室で開催しました。

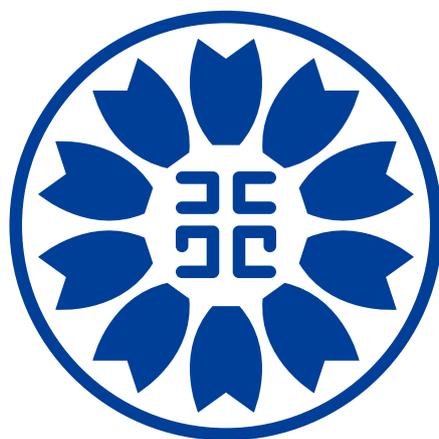
研修の内容は、行政書士法に始まり、当会の会則・組織、職務上の請求書の使用、事務所経営、ネットの活用、業務に関する内容、成年後見制度及び政治連盟について盛りだくさんの内容です。講師は、福島県文書法務課職員、総務部長及び業務専門委員長等が担当しました。講師の先生は、それぞれ実務経験談を織り交ぜた講義をされており、新入会員にとって大変参考になっていました。私も、昨年からの職務上の請求書の使用についての講師を担当しています。初日の昼食後の1コマ、眠気がピークの時間帯、会員の眠気との戦いです。パワーポイントを使用し説明を開始して、眠気が見えてきたところで、事例問題を出題し、受講生の解答を聞く方法を採用しています。これが効果的なのか、眠る会員はいません。本年度の受講者はウェビナー受講者も含め31名でした。

月刊 日本行政 12月号

第625号 令和6年11月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鵜沼 理人
 部員 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 12月号

令和6年11月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階